

株式会社 ツルガ薬局 松原店

保険薬局

薬局名	株式会社 ツルガ薬局 松原店
	(在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局)
	保険薬局 処方せん受付
住所	福井県敦賀市松島町29-16
電話番号	0770-22-8515
FAX番号	0770-22-8520
開局時間	月～土:9:00～19:00
開局日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日、祝日、祭日、年始3日間、ゴールデンウィーク
管理薬剤師	田邊 宗久
在宅連携薬局 協力薬局	または株式会社 ツルガ薬局 市野々店(福井県敦賀市市野々町1-808) 電話:0770-25-0708まで(月～土:9時～20時までの営業時間)
	または株式会社 ツルガ薬局(福井県敦賀市白銀町7-17) 電話:0770-22-0206まで(月～金:9時～18時30分までの営業時間)
時間外・休日 夜間連絡先	緊急時のみ薬剤師田邊宗久携帯:090-1574-5808まで

- ▼ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご希望の方は、お気軽にご相談下さい。
- ▼医師の指示等があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。詳しくはご相談下さい。
- ▼健康に関するご相談をお受けします。

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。なお、この提示は、法第9条の5によって義務付けられております。

1. 許可区分: 薬局

2. 許可証の記載事項

- ・薬局開設者名: 株式会社 ツルガ薬局 代表取締役 田邊 宗久
- ・薬局名: 株式会社 ツルガ薬局 松原店
- ・許可番号: 第 51114001 号
- ・許可年月日: 令和 8 年 1 月 14 日
- ・有効期間: 令和 8 年 1 月 29 日から令和 14 年 1 月 28 日まで
- ・所在地: 福井県敦賀市松島町 29-16
- ・所轄自治体名: 福井県

3. 薬局管理者: 氏名 田邊 宗久 (薬剤師)

4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務

- a 薬剤師 : 氏名 田邊宗久、高橋豊、竹下佳輝、田邊典子、齋藤雅文
担当業務 調剤、服薬指導、医薬品販売、相談、OTC 販売
- b 登録販売者: (従事した期間が2年以上)
氏名 大嶋頼明、恩田静代
担当業務 OTC 販売(要指導・第一類医薬品を除く)、一般品販売、相談
- c 登録販売者: (従事した期間が2年未満)
氏名
担当業務

5 取り扱う医薬品の区分

要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品
第2類医薬品	第3類医薬品	

6 勤務者の名札等による区別

- ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。(黄色)
- ・登録販売者は「登録販売者」(従事した期間が2年未満の者は名札に「研修中」と記載)と書いた名札をつけています。(ピンク色)
- ・その他の勤務者は名札に氏名を記載しています。(水色)

7 ① 営業時間での相談対応時間及び連絡先

- ・月曜～土曜日: 9:00 ～ 19:00
- ・定休日: 日曜日、祝日、年始 3 日
- ・連絡先: 0770-22-8515

② 営業時間外での相談対応時間及び連絡先

- ・ツルガ薬局 市野々店 (営業時間: 月～土 9:00～20:00 まで、日祝: 休み)
- ・連絡先: 0770-25-0708

③ 営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申し込みを受理する時間

- ・なし

8 緊急時における連絡先

- ・連絡先: 090-1574-5808

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	医薬品区分		定義及び解説	
	要指導医薬品		下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ 再審査を終えていないダイレクト OTC ロ スイッチ直後品目 ハ 毒薬 ニ 劇薬	
	一般用医薬品	第 1 類医薬品	その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれがある医療品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して法第 14 条第8項に該当するとされた医薬品であって、当該申請にかかる承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。（一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します）	
		第 2 類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの。（一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。） 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。	
第 3 類医薬品		第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。（一般用医薬品の中で比較的风险が低い医薬品を指します。）		
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 （記載例） 要指導医薬品 第 類医薬品 第2類医薬品 ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第2類医薬品は、2の文字を○（丸枠）又は□（四角枠）で囲みます。 ※要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。			
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担う専門家です。			
	医薬品のリスク分類		情報提供等	相談があった場合の応答
	要指導医薬品		書面で情報提供及び指導	義務
	一般用医薬品	第1類医薬品	書面で情報提供	義務
		指定第 2 類医薬品 第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務
第3類医薬品	法令上定めなし	義務		
要指導医薬品の陳列等に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。			
一般用医薬品の陳列に関する解説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。			
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	〔医薬品副作用被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 医薬品副作用被害救済制度相談窓口 0120－149－931 9:00～17:00（月～金 祝日・年末年始除く）			
個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置	医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。			
苦情相談窓口	所轄する保健福祉（環境）事務所又は保健所名：福井県嶺南振興局二州健康福祉センター 電話番号：0770-22-3747 受付時間：月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）			

* 法は医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取り扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたらお気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用いただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的



個人情報に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の適切な取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合にはこれを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

開設者	: 株式会社 ツルガ薬局 代表取締役 田邊宗久
個人情報取扱責任者	: 田邊 宗久
(お問い合わせ先)	: 0770-22-8515
電話番号	: 本店: 0770-22-0206 市野々店: 0770-25-0708 松原店: 0770-22-8515
ファクシミリ	: 本店: 0770-21-1070 市野々店: 0770-25-0690 松原店: 0770-22-8520
ホームページ	: https://tsurugayakkyoku.com

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)収結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中度70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中度85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ) ・月40万回超、集中度85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ) ・月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（〃）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 237点） 79点（15歳未満 147点） 69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第 2 節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
① 内服薬			10点
② 内服薬以外			
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○) (○)	イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合 ニ) イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2		複数の医療機関から内服薬 6 種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者 1 人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者 1 人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第 3 節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第 4 節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第 5 節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%

ツルガ薬局 松原店

開 局 時 間

月～土 9 : 00 ～ 19 : 00

祝日・日曜日 休 み

<夜間・休日加算の対象時間>

平 日 19:00 ～ 翌朝 8:00

土 曜 日 13:00 ～ 翌朝 8:00

※日曜日及び国民の祝日、1月2日、3日、12月29日、30日、31日も対象になります。

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点＝10円です。計算例) 10点＝100円 (3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

1：単一建物診療患者が1人の場合	650点/回	在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(担当医師の了解と指示等が必要です)
2：単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点/回	
3：単一建物診療患者が10人以上の場合	290点/回	
4：情報通信機器を用いた場合	59点/回	

この指導料が算定される場合、一定の場合を除き「服薬管理指導料など」は重複算定しません。

薬局名：株式会社 ツルガ薬局 松原店	管理薬剤師：田邊 宗久
住所：福井県敦賀市松島町 29-16	TEL：0770-22-8515 FAX：0770-22-8520

介護保険サービス提供事業者としての掲示

利用者みなさまへ

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月曜～土曜：9時～19時

休み：日曜日、祝日、年始3日、ゴールデンウィーク ※なお、緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1回利用料 (1単位 10円)	利用者負担
単一建物居住者が1人 ^(※)	518単位	1割負担の方 518円 2割負担の方 1,036円 3割負担の方 1,554円
単一建物居住者が2～9人	379単位	1割負担の方 379円 2割負担の方 758円 3割負担の方 1,137円
単一建物居住者が10人以上	342単位	1割負担の方 342円 2割負担の方 684円 3割負担の方 1,026円
情報通信機器を用いる場合	46単位	1割負担の方 46円 2割負担の方 92円 3割負担の方 138円

※サービス提供人数が同一建物の戸数の10%以下である場合、戸数が20戸未満でサービス提供人数が2人以下の場合、同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合は利用者毎に518単位

◆ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に、1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

福井県知事指定介護保険事業所

番号 第 1840240525 号

株式会社 ツルガ薬局 松原店

電話：0770-22-8515 FAX：0770-22-8520

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. 株式会社ツルガ薬局 松原店(指定居宅サービス事業者:以下、「当薬局」という)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、ゴールデンウィーク、年始(1月1日～1月3日)を除く。
2. 通常、月曜日から土曜日の午前9:00～午後7:00とする。
3. 利用者には、営業時間外、緊急時等の体勢として携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。(営業時間外 市野々店:月～土曜日9:00～20:00 電話0770-25-0708 まで、緊急連絡先 田

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、敦賀市とその周辺区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、当薬局としては原則徴収しないこととする。
但し、当薬局から片道10km以上の場合は、往復交通費(1000円)を実費徴収する場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成26年3月1日より施行する。

当薬局は、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進に積極的に対応しています。

ジェネリック医薬品をご希望の方は、お気軽にご相談下さい。

当薬局は、後発医薬品体制加算3(30点)を算定しております。



とっても
簡単!

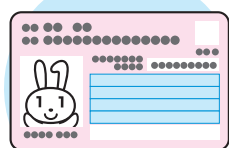
マイナンバーカード

1

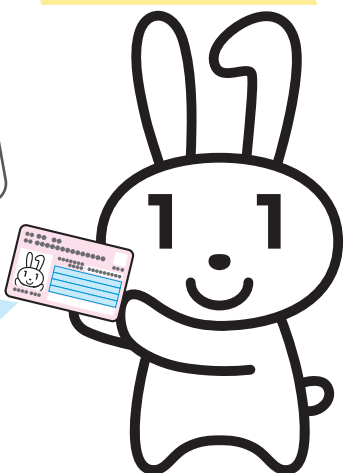


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



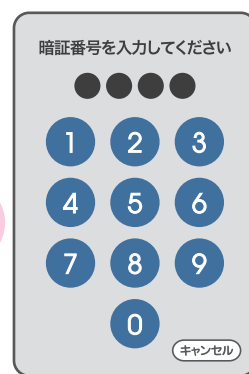
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

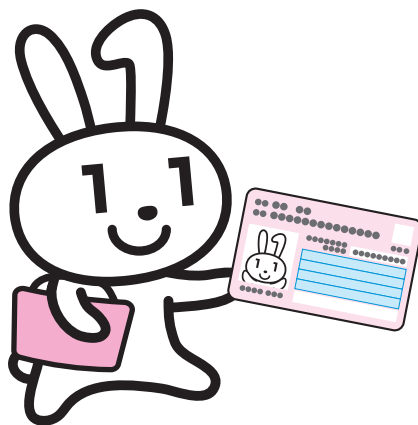
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

ツルガ薬局では以下の取り組みを実施しております。

- ☑ オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等
を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用して
おります。
- ☑ マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療D Xを通じ
て質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。
- ☑ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療D X
に係る取組を実施しております。

（ 医療D X推進体制整備加算の施設基準 ）

当薬局を利用される患者さんへ

- 当薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

ツルガ薬局

当薬局の行っているサービス内容について

表中の点数は全て１点＝１０円です。

1.調剤基本料に関する事項		
調剤基本料 1	47 点	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤をした場合、処方箋受付 1 回につき算定します。
2.調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項		
調剤管理料		お薬手帳等により服薬中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について、患者またはその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録と管理を行います。
服薬管理指導料	45 / 59 点	患者ごとに作成した薬剤服用歴に基づいて、処方された薬剤についての重複投薬、相互作用、薬物アレルギー、副作用、残薬等を確認するとともに、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用希望についても確認し、薬剤情報提供文書・お薬手帳による情報提供を行い、薬剤の服用及び保管及び取り扱い上の注意に関する基本的な説明及び必要な指導を継続的に行います。
3.地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項		
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	27 点	後発医薬品の使用を推進しています。地域での医薬品供給を通じた適切な医療体制の構築を促進しております。調剤基本料に左記点数を加算します。
4.医療 DX 推進体制整備加算に関する事項		
電子的調剤情報連携体制整備加算	8 点	オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制、電離カルテ情報共有サービスを活用できる体制、電子処方箋応需体制、電子レセプト請求、電子薬歴・電子調剤録管理体制など、医療 DX 推進に係る体制を整えており、調剤基本料に左記点数を月 1 回に限り加算します。
5.調剤ベースアップ評価料に関する事項		
調剤ベースアップ評価料加算	4 点（R9 年 6 月以降は所定点数の 100 分の 200 に相当する点数を算定）	当該保険薬局に勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤をした場合、処方箋受付 1 回につき算定します。R9 年 6 月以降は所定点数の 100 分の 200 に相当する点数を算定します。
6.調剤物価対応料に関する事項		
調剤物価対応料	1 点（R9 年 6 月以降は所定点数の 100 分の 200 に相当する点数を算定）	処方箋を受け付けた場合に 3 月に 1 回に限り、所定点数を算定します。ただし R9 年 6 月以降は、所定点数の 100 分の 200 に相当する点数を算定します。

7.在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項		
1：単一建物診療患者が 1 人の場合	650 点	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養中の患者さんのうち通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて算定します。
2：単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	320 点	
3：1 及び 2 以外の場合	290 点	

薬局名：株式会社 ツルガ薬局 松原店	管理薬剤師：田邊 宗久
住所： 福井県敦賀市松島町 29-16	TEL： 0770 － 22 － 8515
	FAX： 0770 － 22 － 8520

(別紙様式7)

薬局内掲示

令和 7 年 5 月

株式会社 ツルガ薬局

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

また、公的負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても

平成 28 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

患者さんに実費負担していただくサービス等について

患者さんの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

<患者さんの希望に基づく甘味剤の添加>

無料サービス

<患者さんの希望に基づく服薬カレンダー・服薬ボックスの提供>

服薬カレンダー 1000 円～2000 円

服薬ボックス 2000 円～

<在宅医療に係る交通費>

無料サービス

ただし当薬局から片道 10km 以上の場合は、
往復交通費(1000 円)を実費徴収する場合があります

<患家へ調剤した医薬品を持参する場合（宅配手数料）>

無料サービス

<薬剤の容器代>

無料～1 個につき 50 円から

<投薬証明書など文書発行に係る手数料>

無料サービス

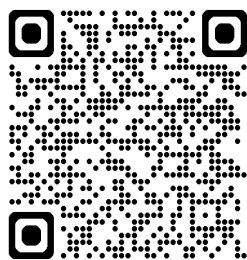
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare